

総合的な相談体制の構築に関する庁内検討委員会（第1回）	日時	令和元年5月29日（水） 15:00～16:50	場所	前原暫定集会施設B会議室
出席者（人）	委員長（福祉保健部長）、副委員長（地域福祉課長） 委員：男女共同参画担当課長、福祉会館等担当課長、自立生活支援課長、介護福祉課長、高齢福祉担当課長、健康課長、子育て支援課長、子ども家庭支援センター等担当課長、指導室長（11）			
事務局	地域福祉課生活福祉係・瀧川、地域福祉係・玉井			
議題	(1) 庁内検討委員会の目的及び設置要綱の説明（資料1） (2) 総合的な相談体制の構築に関する検討の経緯等について（資料2～4） (3) 「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」について（資料5） (4) 今後のスケジュールについて（資料6）			
配付資料	別紙のとおり			
結果要旨	<p><b>【1 委員長挨拶】</b> （会議に先立ち、委員長が挨拶を行った。）</p> <p>○ 当委員会は、地域共生社会の実現に向け、平成30年4月に改正された社会福祉法に基づく「総合的な相談体制の構築」について、実務的な観点から検討する場である。</p> <p>○ 当委員会を月1回のペースで開催し、「福祉総合相談窓口」の具体的な整備方針案を策定し、「地域福祉推進委員会」への中間報告を予定している。その後、9月中を目標に、市の方針として決定していきたいと考えている。</p> <p><b>【2 議題(1) 庁内検討委員会の目的及び設置要綱の説明】</b> （本件については、事務局が資料1に基づき説明を行った。）</p> <p>&lt;質疑&gt; ○ 特になし</p> <p style="text-align: center;">（本件については、以上で終了）</p> <p><b>【2 議題(2) 総合的な相談体制の構築に関する検討の経緯等について】</b> （本件については、事務局が資料2～4に基づき説明を行った。）</p> <p>&lt;質疑&gt; ○ 包括的支援体制構築事業について、平成28年度に26自治体でモデル事業が実施されたとのことだが、これらの自治体はすべて同じ事業方式で実施しているのか。</p> <p>→ 包括化の基盤となる制度として、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援制度及びその他の社会資源の3つの方式に大別されており、各自治体が事業方式を選択している。国のモデル事業実施自治体のうち、多摩26市においては、平成30年度時点で4市が実施している。</p> <p>○ 包括化の基盤として、3つの方式の中から各自治体を選択しているようだが、小金井市では、地域福祉計画で生活困窮者自立支援制度を選択しているということか。</p> <p>→ そうである。なお、包括的支援体制構築事業が未実施の場合であっても、生活困窮者自立相談支援事業の相談窓口を「福祉総合相談窓口」としていることもある。</p> <p>○ （仮称）新福祉会館の基本設計に入っているところだが、福祉総合相談窓口の運営体制については、これまでの議会の議論において、（仮称）新福祉会館内に設置し、社会福祉協議会へ委託することや2人体制とすることが説明されているが、当委員会における今後の検討内容との整合性はどうなるのか。</p>			

	<p>→ 当委員会では次回以降から事業体系や運営主体について検討する予定であるが、白紙の状態からではなく、地域福祉計画や過去に説明した内容に沿って、具体的な機能や実施時期などについて実務的な観点から詳細な検討を進めていくものであるため、これまでの方向性を大きく変えることにはならないものと考えている。</p> <p>○ (仮称) 新福祉会館の基本設計においては、これまでの方向性で詳細を詰めていき、基本設計業者とのヒアリングも実施される中で考えていくことになる。</p> <p>○ 生活困窮者自立支援制度において、生活困窮者の定義がどのように見直されたのか。</p> <p>→ 平成30年の法律改正により、生活困窮者の定義として、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により」という部分が新たに追加された。</p> <p>○ 生活困窮者をベースとする生活困窮者自立相談窓口から福祉総合相談窓口へ機能を活用、拡充するという流れはどのような考え方によるのか。</p> <p>→ 国の「包括的支援体制構築事業」の実施要領において、生活困窮者自立相談支援機関を活用することや、当該機関に新たな支援員を配置して包括的な支援体制を構築することが示されているところである。</p> <p>○ 福祉総合相談窓口は、複合的な課題を抱える方や課題が分からない方が相談する窓口であり、既存の窓口が一本化されることではないという理解でよいか。</p> <p>→ そのとおりである。</p> <p>○ 既存の窓口で相談された方が複合的な課題を抱えていた場合、連絡票を作成して総合窓口に戻付し、関係機関が一同に検討する会議を開催するという仕組みづくりは可能となるのか。</p> <p>→ 今後の検討課題となるが、相談支援包括化推進会議を設置して検討することが可能である。現在の自立相談サポートセンターにおいても、複数の機関が関係する複合的な課題について、支援調整会議を開催しているところである。</p> <p>○ 現在、既存窓口においては、経済的にも問題がある方の相談が多いが、福祉総合相談窓口においては、世帯収入や経済状況に関係なく相談対象となるのか。</p> <p>→ 収入や経済状況に関係なく相談対象となる。現在の自立相談サポートセンターにおいても、世帯収入や経済状況に関係なく相談に応じている。福祉総合相談窓口開始時には、市民の方に分かりやすい窓口になるよう、一層の周知を図っていくことになる。相談件数増加に対応するため、人員体制の拡充も必要になると思われる。</p> <p>○ アウトリーチに関して、本人以外の方が窓口で連絡すれば、相談窓口の支援員が家庭訪問して相談支援につなげるという理解でよいか。</p> <p>→ 支援員による家庭訪問のほか、関係機関と一緒に訪問するというケースもある。現在の自立相談サポートセンターでも関係機関と同行訪問して相談支援につなげたケースもある。人員体制を拡充すれば、アウトリーチにも力を入れることができると思う。</p> <p>○ 人員体制を拡充する場合は、対外的に提示可能な成果指標が必要ではないか。</p> <p>→ 成果指標については、現在の自立相談サポートセンターにおいて、相談件数やプラン作成件数を事務報告書に掲載しており、年間新規相談実績が約200件で、単位人口当たりで多摩26市の平均程度である。小金井市の相談人員体制は平均よりも少ないという国の評価が出ている。</p> <p>○ 包括的な相談支援体制とした場合、既存窓口と福祉総合相談窓口において、支援プランやモニタリングの役割分担をどうするかということは今後の課題である。</p> <p>○ 既存窓口において、どのような相談内容の場合に福祉総合相談窓口を案内するのかという振分けのイメージがつかめない。相談者にとって何が最適であるかお互いに見えていないと整理がうまくできないのではないか。</p>
--	--

→ 現在の自立相談サポートセンターにおいては、納税課や地域福祉課からのつながりによる相談支援が多く、子育て関係の相談はあまりないが、相談の中で世帯に子どもがいるといった情報を把握した場合、自立相談サポートセンターから子育て機関に依頼して連携支援したこともある。

- 相談先が分からない方が相談しやすい窓口を設置することにより、経済的な課題だけでなく、ひきこもりや親の介護など、一度に解決することが困難な複合的な課題がある場合、直近で困っていることを聞き、どこから解決していくか話し合い、本人が納得したうえで、関係機関にうまくつなぐことができるということが第一歩であると考えている。

(本件については、以上で終了)

## 【2 議題(3) 「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」について】

(本件については、事務局が資料5に基づき説明を行った。)

<質疑>

- 包括的支援体制構築事業の実施に当たっては、地域力強化推進事業を併せて実施する必要があるとのことだが、これは社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」の推進と連携していくイメージなのか。社会福祉協議会のネットワークを活用し、地域の課題解決に役立つ体制づくりができるのかということが大切になってくるが、社会福祉協議会だけでなく、あらゆる機関が連携していく必要があるのではないかと。

- 地域力強化推進事業を見据えるのであれば、包括的支援体制の推進拠点として社会福祉協議会が望ましいのではないかと。

→ 地域力強化推進事業の実施は、包括的支援体制構築事業よりも1年遅い実施となることから、まずは包括的支援の基盤となる福祉総合相談窓口体制を確立したうえで、関係機関と連携しながら地域力強化の推進体制について検討していくことになる。社会福祉協議会との連携強化については、地域福祉計画においても、「多様な地域資源との連携」の施策に位置付けられているところである。当委員会では、9月を目標に、まずは福祉総合相談窓口の設置に向けた具体的な機能や設置時期の検討を行うことになる。

- 既存の相談窓口を一元化するという方向性は、国から示されているのか。

- 医療、介護、障がい、子どもといった分野を包括し、一体化することを目標に、近隣分野を融合させやすい環境づくりを進めるという流れがあるのではないかと。

→ 包括的支援体制構築事業の実施要領においては、既存窓口の一元化は求められていないところである。本年5月から国の検討会において、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための推進方策や地域づくりのあり方についての議論が開始されたところであるため、検討状況を注視し、必要に応じて当委員会においても議論していきたいと考えている。

- 包括的支援体制構築事業について、近隣市の実施状況は怎么样了なのか。

→ 国のホームページに掲載された資料によれば、多摩26市では4市が実施しているとのことである。

- 4市では、市が直営で実施しているのか。

→ 直営だけでなく、社会福祉協議会に委託している自治体もあるときいている。

- 包括的支援体制構築事業の国庫補助に期限はあるか。

→ 現時点で期限は示されていない。

- 窓口配置する職員体制の検討に当たっては、既存の相談支援部門の職員体制との整合を図る必要があるのではないかと。

- 例えば社会福祉協議会の場合、正規のほかに常勤嘱託もある。
- 国の補助要件において、市の正規職員は補助対象外となる。
- 事業を委託する場合において、複合的な課題となると情報管理体制が重要になるのではないかと。
- 現在の自立相談サポートセンターでは、本人の同意を得たうえで関係機関と連携を図っている。平成30年の生活困窮者自立支援法の改正において、新たに「支援会議」が規定され、本人の同意が得られない場合であっても、構成員に守秘義務をかけたうえで、関係者間で情報共有する会議体の設置が可能とされたところである。

(本件については、以上で終了)

**【2 議題(4) 今後のスケジュールについて】**

(本件については、事務局が資料6に基づき説明を行った。)

- 次回以降、総合的な相談体制の構築に向けて、具体的な機能や実施時期について検討を進める。
- <質疑>
- 相談業務における個人情報保護の部分について、検討を進めるに当たって資料を提示いただきたい。
- 包括的支援体制構築事業について、他自治体の事例について資料を提示いただきたい。
- 次回以降に資料を提出する。

(本件については、以上で終了)

**【2 議題(5) その他】**

<質疑>

- 特になし

(本件については、以上で終了)

**【3 次回開催日程について】**

- 次回は6月26日(水)午前10時から開催する。

<質疑>

- 特になし

(本件については、以上で終了)

－ 以上で委員会終了 －